

## 滋賀県の保育所における障害児・「ちょっと気になる子ども」への支援のあり方

小西 琢充\*・姉崎 弘\*\*

An ideal method of the support to handicapped children /  
“slightly anxious children” in preschool of Shiga prefecture

Takumi KONISHI and Hiroshi ANEZAKI

### 要 旨

本研究は、滋賀県の各市町の保育所に在籍している障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に対し、障害児保育から特別支援教育、もしくは特別支援保育に名称を変更し支援を実施しているかどうか、その現状や問題点を調査し、滋賀県の保育所におけるこれからの支援のあり方を考察した。調査は、2009年に予備調査と本調査に分けて全26市役所・町役場を実施した。回答があった多くの市町が障害児保育を実施しており、特に「障害に対する保護者の理解」、「保育士の人数不足」等の課題が把握された。今回の調査から、滋賀県の保育所において障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に対する支援の重要性は今後さらに高まってくる事が考えられ、保育士や園の職員だけでなく、保育行政サイドとも情報を共有したより効果的な支援の在り方が求められている。

### I. はじめに

本研究での用語の使い方であるが、「保育所」、「保育園」という言葉について、本研究では法令に従い「保育所」という言葉を使う<sup>(1)</sup>。さらに近年、「障害」という用語に替えて、「障がい」という用語に移行する動きが全国の指定都市等において見られるが、本研究は「障害」という表現を使うことにする<sup>(2)</sup>。

また近年、保育現場において障害がある子どもだけでなく障害があると診断されなくても、行動や発達で「ちょっと気になる子ども」が増えてきている。このような子どもについて、楠(2005)<sup>(3)</sup>や丸山(2008)<sup>(4)</sup>は「気になる子ども」、無藤ら(2005)<sup>(5)</sup>は「気になる子」、別府(2006)<sup>(6)</sup>や七木田(2007)<sup>(7)</sup>は「ちょっと気になる子ども」等と様々な表現を用いている。これらの表現について、本研究では、「ちょっと気になる子ども」に統一することにする。また文献を引用・参考する場合や予備調査、本調査における各市役所、町役場からの記述等については、そのままの表現を使うことにする。

### II. 問題と目的

#### 1. 特別支援教育の施行とその対象

2005(平成17)年4月の発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活促進のために発達障害の症状を早期発見・早期支援するという発達障害者支援法の施行や、2007(平成19)年の改正教育基本法の施行等により、近年障害をもつ子どもの保育・教育を取り巻く状況は大きく変化しつつある。

中でも、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換は教育現場に大きな変化をもたらした。2007(平成19)年4月から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、様々な教育機関で特別支援教育が実践されている。

特別支援教育においては、LD(Learning Disabilities)、ADHD(Attention Deficit Hyperactivity Disorder)、高機能自閉症等を含む軽度発達障害や医学的診断がなされていない、発達や行動が「ちょっと気になる子ども」も支援の対象になった。障害の有無に関係なく支

\* 伊賀さくら苑

\*\* 三重大学大学院教育学研究科

援を行っていくことや、発達障害者支援法において述べられているように、障害を早期に発見し、支援を行っていくことが重要であるとされ、特別支援教育の対象も就学前の幼稚園や保育所からとなった。

## 2. 保育所における特別支援教育とその対象

現在、保育現場において障害児保育が行われている。障害児保育には、障害児だけの集団を対象とする分離保育、障害児と健常児を合わせた集団を対象とする統合保育、両者の中間の形態である交流保育の3つの形態がある。保育所では、主に2番目に述べた統合保育が実践されている。

丸山（2008）は、「従来の障害児保育は、地域による格差はありますが、主には、療育手帳や身体障害者手帳が交付される障害児を対象としていました。」<sup>(8)</sup>と述べており、「ちょっと気になる子ども」はあまり支援の対象とされていなかった。しかしこれからは、各学校で実施されている特別支援教育の内容を取り入れ、支援を行っていくべきである。そのような中で、保育所での特別支援教育ということで「特別支援保育」という表現が使われるようになってきている。近年、自治体において特別支援保育を実施している所が出てきている。

李木（2009）は障害児保育の歴史について、「1973（昭和48）年に中央児童福祉審議会（当時）から「当面推進すべき児童福祉対策について」の中間答申が出され、保育所における障害のある子どもの保育について言及される。これを受けて1974（昭和49）年に障害児保育事業要綱が児童家庭局長通知（当時）として出され、障害のある子どもを保育所に受け入れて保育することを国として公式に認めることになる。当初の施策では、対象となる子どもは保育に欠けるおおむね4歳以上の障害の程度の軽い知的障害または身体障害のある児童であって、集団保育が可能で、日々通所できる者とされた。また障害児保育を実施する保育所は定員がおおむね90名以上の施設であって、対象児の定員は1か所あたり定員の1割程度を原則とし、保育士2名の配置と3分の1以内の経費補助を行なうものとして、事前協議を国と都道府県政令市が行なう指定保育所方式で実施される。初年度は18か所の保育所が指定され、159名の障害のある子どもが保育を受ける。1977（昭和52）年度までの試行的期間に指定された保育所は、延べ131か所、対象となった子どもは延べ1,319名である。」<sup>(9)</sup>と述べている。

以降、障害のある子どもたちが保育所に入所する割合は増加の一途をたどり、2007（平成19）年には、全国で障害のある子どもが保育をうける人数は10,749人、受け入れを行っている保育所は7,120か所

になっている。

次に、「ちょっと気になる子ども」についてだが、丸山（2008）は著書の中で、「気になる子ども」を2つのタイプに分けている。

一つ目のタイプは、「一つには行動が「気になる」場合があります。「キレる・荒れる」といわれるような暴言・乱暴がみられたり、落ち着きがなかったり、ちょっとしたことでパニックを起こしがちだったり……。それらの行動の背景には何らかの理由があるはずなのですが、その理由が見えにくいからこそ「気になる」といってもよいでしょう。」<sup>(10)</sup>と述べている。

二つ目のタイプについては、「もう一つには発達が「気になる」場合があります。全体的な発達には明らかな障害はないように思われる、けれど発達に弱さやアンバランスがあり、何らかの「特別な支援が必要」と感じさせる場合です。」<sup>(11)</sup>と述べている。

丸山（2008）は、「近年、保育現場では「気になる子ども」が増えてきているという声をよく耳にします。」<sup>(12)</sup>と述べており、障害のある子ども同様、相当数の「ちょっと気になる子ども」が保育所に在籍していることが考えられる。

## 3. 本研究の目的

本研究の目的は、滋賀県の各市町において障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に対し、障害児保育から特別支援教育、特別支援保育に名称を変更し支援を実施しているのかどうか、もし特別支援教育、特別支援保育に名称を変更していないのなら障害児保育からいつ頃特別支援教育、特別支援保育に名称を変更するのか等、各市町における支援の実際を市役所、町役場の行政サイドに対する聞き取り調査やアンケート調査により現状や問題を把握し、支援を進めていく上でこれからどのようなことが必要になってくるのかを調査し、滋賀県の保育所におけるこれからの支援のあり方を考察していく。

## III. 方法

### 1. 調査目的及び対象

調査は、予備調査、本調査に分けて実施する。予備調査は聞き取り調査を実施し、滋賀県の保育所での支援の現状、問題を調査する。その調査対象は滋賀県の2市役所に設定した。本調査はアンケート調査を実施する。その調査対象は予備調査を行った2市役所を除く、滋賀県の24市役所、町役場に設定した。

### 2. 調査期間

予備調査は、2009（平成21）年7～8月にかけて実

施した。また本調査は、2009（平成 21）年 9 月中旬に用紙と依頼文を送付し、10 月上旬に回収した。

### 3. 本調査のアンケート回収率

24 市役所、町役場のうち 20 市役所、町役場（83.3%）の障害児保育（特別支援保育）を担当している職員からの回答があった（表 1）。

表 1 回収状況

	配布数	回収数	回収率
市役所	11	11	100%
町役場	13	9	69.2%
全 体	24	20	83.3%

## IV. 結果

### 1. 予備調査の結果

#### 1) 保育所における支援の名称

2 市役所に、「現在保育所において、特別支援教育を実施している所はありますか。」と質問した。2 市役所からの回答は、1 市役所が障害児保育を行っており、もう 1 市役所は特別支援教育を行っているというものであった。

#### 2) 障害児保育から特別支援教育に名称を変更した時期と支援内容の変更

特別支援教育を行っているという回答した 1 市役所に、「特別支援教育を実施しているなら、特別支援教育という名称にいつ頃変更されましたか。また、障害児保育から何か変更された点はありますか。」と質問した。1 市役所が特別支援教育に名称を変更した時期は、2005（平成 17）年であった。また障害児保育からの支援内容の変更について、質問した 1 市役所から変更があると回答があった。変更した支援内容に関する記述を表 2 に示した。

※予備調査の質問用紙には、「特別支援保育を実施しているなら、特別支援保育という名称にいつ頃変更されましたか。また、障害児保育から何か変更された点はありますか。」と記載したが、担当職員から特別支援保育ではなく特別支援教育を保育所において行っていると回答があったので、ここでは特別支援教育と記載した。

表 2 変更内容に関する記述

○障害児保育のときには使っていなかった「個別の指導計画」を使いだした（最初は、市において作成された用紙を使っていたが、今は各保育所独自のものを使用している。）。2005（平成 17）年以前は、月案、週案の所に個人名をあげて書いていた。保育所は 2 歳までは「個別の指導計画」を全員作成。  
○園内委員会を市内の各保育所において実施（障害児保育の時はなかった。）。

### 3) コーディネーターの配置

2 市役所に、「特別支援教育を実施しているなら特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）の配置はどうなっていますか。」と質問した。1 市役所からコーディネーターを配置していると回答があった。

※予備調査の質問用紙には、「特別支援保育を実施しているなら特別支援保育コーディネーター（以下、コーディネーター）の配置はどうなっていますか。」と記載したが、特別支援保育コーディネーターではなく、特別支援コーディネーターと記述されていた。

### 4) 専門機関や地域との連携

2 市役所に、「支援が必要と判断した場合、どのような外部の機関と連携をしますか。」「専門機関とのほかにも地域などとの連携はありますか。」と質問した。その結果を表 3 に示した。

表 3 連携している機関

○保健センター（2 市役所とも記述）  
○ことばの教室（2 市役所とも記述）  
○市役所学校教育課こども支援係  
○発達支援室  
○ぞうさん教室（発達の心配のある子ども達とその家族のために、子どもの成長を促し、保護者の育児を支援する教室）  
○学校（就学前児童対象）  
○他療育機関（小児医療センター等）

### 5) 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成

予備調査を実施した 2 市役所に、「支援を円滑に行うために個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成していますか。」と質問した。1 市役所は個別の支援計画、個別の指導計画を作成しており、もう 1 市役所は「IEP 用紙（個別教育計画）の作成（半期ごとに作成）」と回答があった。

※予備調査の質問用紙には、「支援を円滑に行うために個別の教育支援計画を作成していますか。」と記

載したが、ここでは個別の教育支援計画、個別の指導計画の両方を記載した。さらに1市役所の記述は、個別の教育支援計画ではなく個別の支援計画であった。

6) 保育所において特別支援教育、障害児保育を行っていく上での問題と今後の課題

2市役所に、「特別支援教育、障害児保育を保育所で進めていく中でどのような問題がありますか。」「今後の課題は何でしょうか。」と質問したところ以下の回答が得られた(表4)。

※予備調査の質問用紙には、「特別支援保育を保育所で進めていく中でどのような問題がありますか。」と記載したが、1市役所からは特別支援教育、もう1市役所からは障害児保育を保育所において行っていると回答があったので、ここでは特別支援教育、障害児保育と記載した。

表4 問題及び今後の課題に関する記述

- 「個別の支援計画」を全ての方に使ってもらいたいで、保護者の方の理解をきちんと得られるかどうか、また有効に使えるために、声かけをきちんと行っていくことが大事。
- 「障害があるかどうか疑わしい」や「困り感がある」等といったマイナスイメージの言葉は使わない。「発達に課題のある」というような言葉を使う。言葉にも気をつける。
- 慢性的な保育士不足により余裕をもった支援ができない。また、加配保育士においてはすべて臨時採用保育士のため、加配保育士としての技術を積み上げていくことが難しい。
- 保育現場に置いて、個別の支援が十分にできても、クラス全体の運営がスムーズに行くとは限らず、行動のスピードの速い子にあわせるべきなのか、遅い子にあわせていくのか等のバランスの取り方に苦慮しています。

2. 本調査の結果

1) 保育所での障害児や「ちょっと気になる子ども」の支援について

24市役所、町役場に、「現在、保育所において障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援を行っていますか。」と質問した。回答があった20市役所、町役場の全てで支援を行っていた。

2) 各市町における支援の名称

回答があった20市役所、町役場に、「支援の名称は以下のうちどれですか。」と質問し、結果を図1に示した。図1においてグラフに記した割合と合計の割合

が合わないのは、障害児保育と特別支援教育の両方の項目を選択した所が1か所あり、障害児保育と特別支援教育の両方の割合に加算したからである。

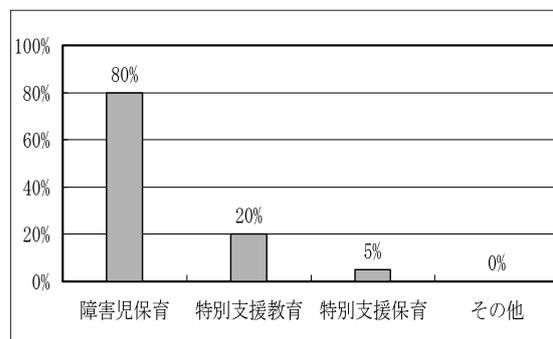


図1 各市町で行っている支援の名称

3) 障害児保育から特別支援教育、特別支援保育に名称を変更した時期

障害児保育から特別支援教育、特別支援保育に名称を変更したと回答があった5市役所、町役場に、「いつ頃障害児保育という名称から変更しましたか。」と質問し、結果を図2に示した。支援名を変更した5市役所、町役場の80%から回答があり、20%から回答なしという結果になった。回答が多かった変更時期は2007(平成19)年の60%、次いで2008(平成20)年の20%の順であった。

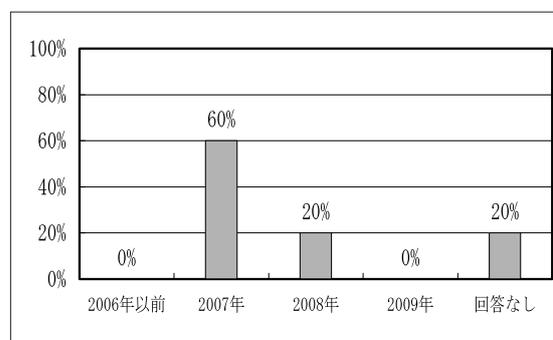


図2 支援名の変更時期

4) 障害児保育から支援内容の変更

①障害児保育からの支援内容の変更の有無

障害児保育から特別支援教育、特別支援保育に名称を変更し支援を行っているとは回答があった5市役所、町役場に、「障害児保育から何か内容の変更点がありますか。」と質問した。5市役所、町役場のすべてから障害児保育から特別支援教育、特別支援保育に名称を変更した際に支援内容を変更したと回答があった。

②障害児保育からどのような点を内容変更したか

障害児保育から特別支援教育、特別支援保育に名称

を変更し支援を行っている」と回答があった5市役所、町役場に、「障害児保育からどのような点を内容変更されましたか。以下の項目から選んで○をつけて下さい。複数選んでいただいても構いません。」と質問し、結果を図3に示した。

最も選択が多かった項目は、「(1) コーディネーターの指名」、「(3) 就学前からの一貫した支援を行うための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成」の2項目(80%)であった。次いで選択が多かった項目は、「(2) 障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援などについて話し合う場の設置(ex 園内委員会)」、「(4) 専門機関や地域社会との連携」の2項目(60%)であった。

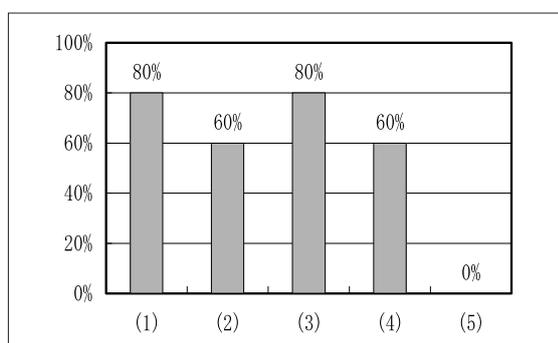


図3 5市役所、町役場が各項目を選択した割合

### 5) 障害児保育での実践内容

特別支援教育、特別支援保育に名称を変更せず障害児保育を行っている」と回答のあった16市役所、町役場に、「以下の項目から、何か実践していることはありますか。以下の項目から選んで○をつけて下さい。複数選んでいただいても構いません。」と質問し、結果を図4に示した。

最も選択が多かった項目は、「(2) 障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援などについて話し合う場の設置(ex 園内委員会)」(87.5%)であった。次いで「(4) 専門機関や地域社会との連携」(68.8%)、そして「(3) 就学前からの一貫した支援を行う

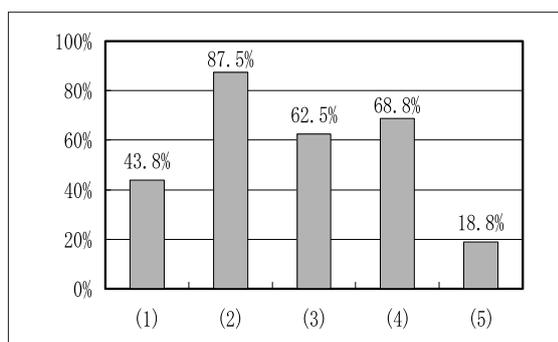


図4 16市役所、町役場が各項目を選択した割合

ための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成」(62.5%)、「(1) コーディネーターの指名」(43.8%)の順であった。「(1) コーディネーターの指名」の項目は50%以下と低い結果になった。

### 6) 保育所での障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援の問題

本調査を実施した24市役所、町役場に、「現在、保育所での障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に対する支援を進めていく中でどのような問題がありますか。以下の項目から選んで○をつけて下さい。複数選んでいただいても構いません。」と質問し、回答があった20市役所、町役場の結果を図5として示した。

最も選択が多かった項目は、「(5) 保護者の理解などの問題」(85%)であった。次いで「(2) 保育士(加配を含む)の問題」(75%)、「(1) 障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援に関する専門的な知識の不足や研修の問題」(50%)、「(4) 資金の問題」(45%)の順であった。

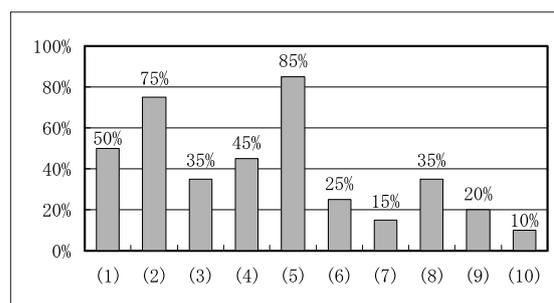


図5 20市役所、町役場が各項目を選択した割合

### 7) 保育所での障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」のこれからの支援

本調査を実施した24市役所、町役場に、「保育所での障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に対する支援で、これから必要になってくるのはどのようなことだと思いますか。以下の項目から選んで○をつけて下さい。複数選んでいただいても構いません。」と質問し、回答があった20市役所、町役場の結果を図6に示した。

最も選択が多かったのは、「(6)「障害や支援」に対する保護者の理解」(75%)であった。次いで「(3) 保育士(加配保育士を含む)の増員」(70%)、そして「(1) 障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援に関する専門的な知識を得るための研修会などを開く」と「(7) 専門機関や学校、地域社会などとの連携」(65%)の順であった。

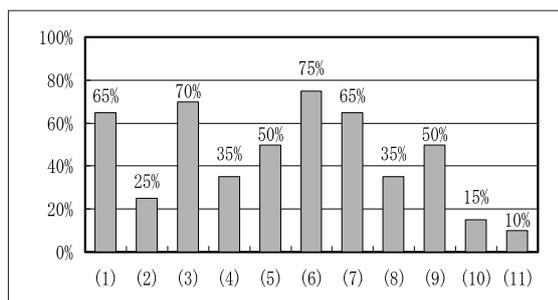


図6 20市役所、町役場が各項目を選択した割合

## V. 考察

### 1. 保育所での障害児や「ちょっと気になる子ども」に対する支援の現状

予備調査、本調査を含めて回答があった22市町は、現在障害児保育を行っている市町がほとんどであり、特別支援教育や特別支援保育に名称を変更している市町はまだ少なかった。また、障害児保育から特別支援教育、特別支援保育に名称を変更した時期の回答傾向が、2007（平成19）年に集中していることから（図2参照）、各学校において特別支援教育が実施され始めたのに合わせて、特別支援教育、特別支援保育を行っていると回答した6市町が名称を変更したことが考えられる。

### 2. 障害児や「ちょっと気になる子ども」の支援に対する問題とこれからすべきこと

多くの市町が課題にしていたのは、障害に対する保護者の理解と保育士（加配を含む）の人数不足であった。障害に対する保護者の理解については、「誰しも我が子に障がいがあると思いたくなく早期の発見・対応の取組に保護者の理解が得られない（診断・加配の配置・療育）」等の記述があり、保護者の理解を得るためにどのように伝えればよいのか分からず、悩んでいる保育士が多いことが考えられる。保育士（加配を含む）の人数不足については「保育士確保が年々むづかしくなっている。」等の記述がある。保育士確保が困難な原因としては、保護者の保育士への子どもの支援等に対する過度の期待、そして年々過酷になっていく労働条件があると考えられる。

次いで問題視されていたのは、障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援に関する専門的な知識や研修、支援に関する資金についてであった。障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援に関する専門的な知識や研修については、「保育の場であり、障がい児に対する専門的な支援を充実するため、研修会を実施しています。保・幼だけでは回数も

もてないため、学校教育課と連携し、参加させて頂いています。」等の記述があり、研修の機会が充実してきていることが把握できた。

しかし、支援をさらに充実させ、保育士や各学校・園、専門機関、市役所、町役場、の職員等の間で支援が必要な子どもの情報を把握するためには定期的に研修会等を開くことが必要であるが、今回の調査の記述に定期的に研修会を開いているというものはなかった。これには、保育士や各学校・園、専門機関、市役所、町役場の職員の予定が合わず、研修を行うための時間設定自体を確保することが難しいということが考えられる。

支援に関する資金については、「保育所に対しては、保育士の加配に要する費用（人件費）を市から補助しているが、補助に対する国・県からの財政的支援がかなり少ないため、支援を要する児童が年々増加傾向にあることもあり、市単独での持ち出し分が年々増加している。さらなる支援の充実を図るためには、国・県からの財政的な支援の拡充が必要である。」等の記述があり、各市町が補助金を負担する金額が増加し、苦慮しているという現状が把握できた。

これらの問題は全て重要であるが、中でも保育所での支援でこれから一番必要になってくることは、障害や支援に対して保護者の理解をどのように得るかということであると考えられる。別府（2006）は、「たとえば、子どもの育ちに心配はあっても、障害があるとすぐに判断したくないのは、親として当然の気持ちです。」<sup>(13)</sup>と述べており、保護者が子どもの障害について理解を示すことがなかなか難しいことが把握できる。

これらに対する有効な手段としては、保育カンファレンスの実施、専門家によるコンサルテーションの利用、自治体で開催されている「障害を持つ親の会」等への参加が考えられる。森（2007）は保育カンファレンスについて次のように述べている。「保育者は、日々の実践でさまざまな課題に向き合うことになります。障害をもつ子の支援を考えることもその一つです。そして、これらの課題の解決を図る方法の一つとして、保育カンファレンスがあります（以下、カンファレンス）。」<sup>(14)</sup>。そこに市役所、町役場等の行政サイドも参加することによって情報交換し、お互いの悩みを相談することによってスムーズに連携をとることができるようになると考えられる。また森（2007）は、コンサルテーションについて、「コンサルテーションの前提は、コンサルタント（例：巡回相談員）とコンサルティー（例：保育者や教師）間の、一方的ではない相互のかかわり合いと対話です。そして、両者の専門性と対等な関係を大切にします。そして、クライアント（例：

対象児や家族)に関する課題を、コンサルティー自らが、日ごろの業務の中で解決することを旨とします。」<sup>(15)</sup>と述べている。また森(2007)は、「近年、障害のある子どもたちや、発達の気になる子どもたちのいる保育や教育現場への、コンサルテーションの重要性が注目されています。」<sup>(16)</sup>と述べており、調査の記述にも、「各園の主任、担任が、本来の業務を行いつつ、コーディネーターの指名をうけて取り組んでいる。専門的な知識の不足の課題があり、相談員の巡回相談を取り入れる中で、園、担任へのコンサルテーションをしていただいている。」とあり、障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に対するコンサルテーションの重要性が認識されてきていることが考えられる。そして、保育士もそうだが市役所、町役場等の行政サイドも積極的に各自自治体で開かれている「障害を持つ親の会」等に参加することにより、支援が必要な子どもを持つ保護者に対して、専門機関を紹介する等橋渡しの役割を担うことができると考えられる。

定期的なカンファレンスの実施、またコンサルテーションの利用、「障害を持つ親の会」等への参加によって、保育行政サイドと保育士が情報を共有することができ、保護者への対応や、専門機関との連携も円滑に行っていくようになることが考えられ、保護者が障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の理解を得るための手助けになることが考えられる。

## VI. 総合考察

滋賀県においてこれからも支援を必要とする子どもたちが増えてくることが考えられ、保育所だけで支援を行っていくことには限度があり、幼稚園と保育所が連携して支援を行っていくことが重要である。

これからの時代、保育所において特別支援教育の内容を取り入れ、障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に支援を行っていくことは非常に重要になってくると考えられるが、各学校に比べるとまだまだ発展途上である。しかし、発達障害者支援法の施行等により、確実に就学前からの彼らに対する支援が重要であるということが認識されてきており、これから先、彼らに対する支援の重要性はさらに高まってくることが考えられる。保育士や各学校、幼稚園の職員だけでなく、保育行政サイドもしっかりと彼らについての情報を共有しながら、彼らや彼らの保護者に対して最善を尽くしていくことが重要である。

## VII. まとめ

### 1. 要約と結論

2007(平成19)年の改正教育基本法の施行等により、近年障害をもつ子どもの保育・教育を取り巻く状況は大きく変化しつつある。各学校では、特別支援教育が実践され始め、障害のある子どもだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含む軽度発達障害や発達・行動が「ちょっと気になる子ども」も支援の対象になった。障害の有無に関係なく、支援を行っていくことが重要であると考えられようになり、特別支援教育の対象も就学前の幼稚園や保育所からとなった。近年、保育所でも特別支援教育の内容を取り入れる所が出てきている。また、自治体によっては「特別支援保育」という表現を使う所も出てきている。

本研究の目的は、滋賀県の各市町において障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に対し、障害児保育から特別支援教育、特別支援保育に名称を変更し支援を実施しているのかどうか、各市町の現状や問題、支援を進めていく上でこれからどのようなことが必要になってくるのかを調査し、滋賀県の保育所におけるこれからの支援のあり方を考察していく。

調査は、予備調査、本調査に分けて実施した。予備調査、本調査を合わせて滋賀県の全26市役所、町役場のうち22市役所、町役場(84.6%)から支援の現状や課題に関し回答を得ることができた。

調査の結果から、回答があった22市町のうち多くは障害児保育を行っていた。また、多くの市町が、障害に対する保護者の理解、保育士(加配を含む)の人数不足、障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」の支援に関する専門的な知識や研修、支援に関する資金の必要性という4つを課題にしていることが調査の結果から把握できた。その中でもこれから一番必要になってくることは、障害や支援に対して保護者の理解をどのように得るかということであると考えられ、これらに対する有効な手段としては、保育カンファレンスの実施、専門家によるコンサルテーションの利用、自治体で開催されている「障害を持つ親の会」等に参加することが考えられる。

これから先、障害のある子どもや「ちょっと気になる子ども」に対する支援の重要性はさらに高まってくることが考えられ、保育士や各学校、幼稚園の職員だけでなく、保育行政サイドもしっかりと彼らについての情報を共有しながら、彼らや彼らの保護者に対して最善を尽くしていくことが重要である。

### 2. 今後の課題

第一に、今回の研究では、一県のみについて調査を

行った。今後、近隣の県等にアンケート調査を行うことにより、さらに研究を深めていくことが課題である。

第二に、保育所で特別支援教育を進めていくためには、今後特に、保護者の理解をどのようにして得ていくのが重要である。保護者の理解を得るためにどのような取り組みを行っていくべきかをさらに研究することが課題である。

#### 注および参考サイト

- (1) 丸山美和子 (2008) 保育が好きになる実践シリーズ 保育現場に生かす「気に子ども」の保育・保護者支援. かもがわ出版.
- (2) 内閣府 障害者施策  
<http://www.8.cao.go.jp/shougai/suishin/h20jigyo/toriatukai.html>
- (3) 楠凡之 (2005) 気になる子ども気になる保護者. かもがわ出版.
- (4) 前掲書 (1).
- (5) 無藤隆・神長美津子・柘植雅義・河村久 (2005) 『幼児期における LD・ADHD・高機能自閉症等の指導 気になる子の保育と就学支援』. 東洋館出版社.
- (6) 別府悦子 (2006) 「ちょっと気になる子ども」の理解、援助, 保育. ちいさいなかま社.
- (7) 七木田敦 (2007) 実践事例に基づく障害児保育 ちゃんと気になる子へのかかわり. 保育出版社.
- (8) 前掲書 (1), p 46.
- (9) 渡部信一・本郷一夫・無藤隆 (2009) 新保育ライブラリ 保育の内容・方法を知る 障害児保育. 北大路書房, p 22-23.
- (10) 前掲書 (1), p 14.
- (11) 前掲書 (1), p 14.
- (12) 前掲書 (1), p 13.
- (13) 前掲書 (6), p 123.
- (14) 前掲書 (7), p 130.
- (15) 前掲書 (7), p 123.
- (16) 前掲書 (7), p 123.